

高病原性鳥インフルエンザの発生した茨城・埼玉の養鶏場従業員ら77人でH5N2抗体陽性。

平成17年6月以降、本病が確認された養鶏場の従業員ら353人中77人(養鶏場従業員72人、防疫従事者5人)でH5N2型鳥インフルエンザ抗体が確認されました(今月10日、厚生労働省の中間報告)。H5N2が人間に感染した疑いの報告は世界で初めてでしたが、発症者もウイルスが検出された人もみられず、今後発症する恐れも他の人に感染する可能性もないとされています。

しかし、人への感染が続くと、ウイルス変異により新型インフルエンザに変異する恐れもあるため封じ込めの重要性が指摘されています。

日頃から下記の点に気を付けて、鳥インフルエンザなど感染症の感染防御に努めましょう！！

1. 健康管理に気を付けましょう。

発熱など健康状態に異常が認められたら速やかに医療機関に受診してください。

2. 作業中は専用の作業服、マスク、帽子、手袋、長靴といった衛生対策を！

作業後はうがい、手洗いを忘れずに！

3. 鶏の異常死の有無など観察に努めましょう。

高病原性鳥インフルエンザが疑われたら、死亡鶏への接触を避け、速やかに家畜保健衛生所に連絡、対応を相談してください。

また、鶏の異常死が認められた場合は、養鶏場の従事者全員の健康状態を確認しましょう。

4. 通常のヒトインフルエンザに罹患した場合は養鶏場での作業は避けましょう。

鳥インフルエンザとの混合感染を予防するために！

鳥インフルエンザ発生国・地域からの入国の際には靴底消毒を！

平成17年11月から、日本への本病侵入防止に万全を期すために、本病の発生国、地域からの入国者に対しては検疫ブースで靴底の消毒が実施されています。

また、今回ウクライナにおいて鳥インフルエンザウイルス(H5N1型)の発生が確認されたことから、対象国としてウクライナが追加されました。

【消毒実施場所】

成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港および福岡空港の検疫ブース

【対象国】

(H5N2型の鳥インフルエンザが最近家畜で発生し、又は、発生しているおそれの高い国・地域)

ロシア、中国、インドネシア、モンゴル、ベトナム、ラオス、カンボジア、タイ、カザフスタン、トルコ、ウクライナ、ルーマニア

高病原性鳥インフルエンザが発生中の国に行かれる場合はくれぐれも気を付けてください。



鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人へ感染することは世界的にも報告されていません。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。

鳥インフルエンザ

国内77人感染疑い

茨城と埼玉 H5N2型、世界初

高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N2型)が流行した茨城、埼玉両県の三十四養鶏場を対象に、従業員らの感染状況を調べていた厚生労働省と国立感染症研究所は十日、抗体検査の結果、過去に感染した可能性のある人は七十七人と発表した。感染研は「H5N2型の人への感染の可能性が報告されたのは世界で初めて」とした。

2次感染の恐れなし

茨城県は従業員ら六十人、三百五十三人の約22%に当たる。いずれも顕著な症状はなくウイルスも検出されなかった。今後の感染が確認される前に、適切な防御措置を取

らずに鶏やふんなどとの長期間接触したのが原因と考えられるという。同省は、家禽(かきん)に接触する人はマスク着用や手洗いなどの防御策を取るよう農水省と都道府県に通知した。厚労省は、人への感染に、過去の感染の有無を

調べる血液中の抗体検査を、約一月あけて二回実施。昨年未だに集まった検体のうち約四十人で感染の可能性が強まると、抗体価の判定基準値を設定して詳細に検討してきた。国内で鳥インフルエンザが疑われたのは、京都府の農場で二〇〇四年二月に毒性の強いH5N1型が発生、従業員一人が感染し、四人が可能性が高いとされたケース以来。

岐阜新聞
1月11日

養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点(H16. 3. 10)

1. 養鶏場の従事者は、日頃より健康管理に留意し、作業中は、専用の作業服、マスク、帽子、手袋及び長靴といった通常の衛生対策を徹底するとともに、作業後は、うがいや手洗いを励行すること。また、発熱時の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診すること。
2. 鶏の異常死の有無等の観察に努め、高病原性鳥インフルエンザが疑われるような異常を認められた際には、死亡鶏等への接触を避け、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、対応を相談すること。
3. 高病原性鳥インフルエンザの感染の有無が確認されるまでの間は、可能な限り鶏舎への立ち入りを控えることとし、どうしても立ち入らなければならない場合には、医療用マスク(N95推奨)、ゴーグル、頑丈なゴム手袋、防護服、長靴を着用するなど、必要な感染防御に努められたいこと。なお、感染防御の方法等については、保健所に相談されたいこと。
4. 鶏の異常死が認められた養鶏場の従事者については、直ちに全員の健康状態の確認を行うこと。また、その後の対応については保健所に相談されたいこと。
5. 家きんとの接触があるものにおいては、通常のインフルエンザに罹患した場合には、鳥インフルエンザとの混合感染を予防する観点からも、インフルエンザの罹患中に養鶏場の作業を避けること。(H18. 1月に追加)